

志木市議会議員 無所属

天田いづみの議会だより

市議会・まちづくり情報



〒353-0006 志木市館1-1-2-108

Tel/Fax:048-471-1338

E-mail: amada@ff.e-mansion.com

天田いづみのホームページ <http://www.ff.e-mansion.com/~amada/>

第56号 2018年9月

志木第二小学校内に新設保育園

2017年4月1日現在での待機児童数は104人、前年度から82人増と、県内で最も上昇しています。さらに、2016年の14歳以下の子供の数は 2.2%増と、県内で最も高い増加率となっています。

そうした中で、志木市は志木第二小学校敷地内に新設保育園(民設民営)を整備し、2019年4月に開園、その後、館保育園を改修し、2020年にリニューアルオープン(民営)予定です。

志木二小開設以来、環境整備委員会を中心とした地域の皆様に支えていただいた菊づくり、うどんづくり、餅つき大会。子どもたちも一緒に労作し、名付けたにんじやの森等、「学校・家庭・地域の連携の中で育つ子どもたち」の歴史にふれながら、新たに保育園の子どもたちを受け入れ、地域の皆様がより一層温かく見守りながらかかわっていかれる場となるようにとの思いを込めて、香川市長2期目最初の2017年7月議会で伺いました。

香川市長からは「志木第二小学校敷地内の保育園整備については、館保育園の大規模改修に伴う在園児の継続保育と合わせて、待機児童の解消に向け新たな保育園を増設することにより、一体的に保育の拡充をはかっていく。

また、現在市内で最も高齢化が進む館地区において、新たな若い世代の流入を促すとともに、学校の敷地を活用することの利点を生かし、保育と教育

の連携がはかれることをめざしていく。

保育園と学校の連携によりスムーズに接続させていくことにより、小1プロブレムの解消にもつなげていきながら、これまで志木二小を支えてきていただいた多くの皆様方のご理解、市としての説明責任を果たしつつ、志木市の一つのモデルをつくっていきたいと考えている。」との答弁がありました。

市内の認可保育園(民営)と志木小学校の交流についても紹介しつつ、同じ敷地で展開できるメリット、連携することによって互いにプラスになるようにと提言しました。

自然再生に関わる手続き、交通安全等への配慮を求め、保育の引き継ぎについては、村上健康福祉部長から「一定期間館保育園の保育士、新たな事業者の保育士を配置し、スムーズに引き継ぎをしていきたい。」との答弁がありました。



放課後子ども教室 宗岡りんくす (2017.7.3)

放課後子ども総合プランについて



2017年7月議会では、新座市で行われている日常型の放課後子ども教室(ココフレンド)を視察し紹介。

また、宗岡小学校を拠点に放課後子ども教室を展開している宗岡りんくす、志木第四小学校を拠点とする志木りんくすの地域に根ざした活動を紹介しながら、学童保育の子どもたちも一体で参加できるような放課後の居場所づくりについて提言しました。

小学生から中高生、高齢者までが～支える側、支えられる側～ではなく、渾然一体となって、地域の中でともに成長していく。そんな志木市らしさを大切に、志木市型による日常的な放課後子ども教室を、全ての小学校で実施していく方向性について伺いました。

土岐教育政策部長からは「現在志木市では、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを目的に、宗岡小学校と志木第四小学校を中心に子どもたちの体験を重視した放課後子ども教室を、また、学習習慣を身につけるために、繰り返し学習を重視した放課後学習教室を市内小学校6校で実施しており、2018年度には全8校での実施に向けて取り組んでいる。

議員ご提案の、放課後子ども教室を日常的に全校実施することについては、学童保育クラブの現状も踏まえつつ、関係課と調整をはかり、全小学校8校での開催をめざして取り組んでいく。」との答弁がありました。

その後、12月議会には、「一体型の放課後子ども総合プラン」の補正予算が提案され、2018年度の宗岡第四小学校をはじめとして、学童保育クラブと放課後子ども教室一体型で、すべての子どもたちを対象とした日常の居場所づくりを2020年度までに行っていくことになりました。

学校敷地外に学童保育クラブを増設した志木第三小学校、12月補正予算で近隣地権者の協力により増設される志木小学校学童保育クラブ等、交通安全等への十分な配慮を求めました。

2017年3月議会 一般質問より

■ 成年後見制度について

市民後見人の活動リポートとして、市民後見人3人のお話を伺い、大変感銘を受けました。

2017年3月議会では、全国に先駆けて志木市成年後見制度の利用を促進するための条例が提案されました。この条例に基づく利用促進に関する計画、地域連携ネットワークについて伺いました。

村上健康福祉部長「新たに審議会を設置し、市の基本計画を策定していく。地域連携ネットワークについては、成年後見制度の利用について、必要な人が適切に支援につながるよう、弁護士会等や社会福祉協議会、金融機関等の民間団体や町内会等にご協力いただきながら、後見人と共に本人を見守るしくみの構築をめざしていく。」

市民後見人を育成し、本人や後見人をチームで支援していくとのことですが、日常的な後見監督業務が家庭裁判所から市の行政に移されるので、その責任は重いです。

高齢者、障がい者等を一体で支えるには、市役所の推進体制が非常に重要なので、配慮を求めました。

■ 誰もが移動しやすいまちづくり

～歩道の改修について～



2017年度の新規事業である歩道の快適化事業について、交付金等の財源を確保しながら計画的に進めるべき、その手法についても伺いました。

谷澤都市整備部長「2017年度はノルディックウォーキング・ポールウォーキング全国大会のコースの工事を先行的に進めるとともに、歩道快適化計画を策定し、次年度以降も計画的に改修を進めていきたい。

工事の実施にあたっては、国の交付金等、財源の確保もはかりながら進めていく。」

視覚障がい者の方には2センチ程度の段差は必要ですし、車いすやベビーカーにとっては段差は無い方がスムーズです。

改めて様々な立場の方のご意見をお聞きしながら、志木市の実態に即したあり方を求めました。



■ 市立図書館について

(1) 図書館パートナーについて

志木市立図書館協議会から「志木市立図書館に求められる役割と今後の運営のあり方について」答申(2016. 8. 25)が提出されました。

答申には、墨田区立ひきふね図書館が行っている図書館パートナーをモデルとした市民協働による図書館運営のシステムを、志木市の図書館でも導入すべきとの提言が盛り込まれています。

市立図書館における市民協働のビジョン、今後の方向性について、尾崎教育長に伺いました。

尾崎教育長からは「答申を踏まえ、柳瀬川図書館では、2017年度に図書館パートナー養成講座を計画した。この事業は、市民ボランティアに市民目線で事業を企画、実施していただく市民協働事業であり、2018年度から本格的な事業展開を進めるための人材の確保と育成を目的として実施するもの。

市民協働とは、行政と市民が目標を共有し、対等な立場でともに力を合わせて活動することと認識している。図書館を拠点として、サービスの受け手であった市民の方々が、図書館職員と共にサービスの送り手となって主体的に活動していただくことを通してニーズとサービスをつなぎ、相互にプラスを重ねていくという考えのもと、市民と協働した図書館運営を進めていく。」との答弁がありました。

※2018年6月23日リニューアルオープンから、図書館パートナー10数人が事業を企画・実施、市民目線の図書館運営に活躍されています。

(2) 今後の図書館運営について

答申の中で、市民と図書館がパートナーとなり、魅力ある事業を実施するために市民協働に取り組む体制を整えるには、直営に一部業務委託を併用した運営方法が有効な手段であると考えたとの提言がありました。

もし、図書館業務の一部業務委託を実施した場合、図書館という市民文化の創造に関わる拠点との本旨踏まえると、単にコストダウンを目的とするのではなく、例えば業者選定の際も、プロポーザル方式によりビジョンを共有、具現化し、共により

よいサービスをつくっていかれるようなあり方をめざすべき。できれば公開の場で、利用者である一般市民や図書館に関わる学識経験者、学校図書館に関わる方々にも参画いただきながら、志木市らしいあり方をみんなで決めていくことが望ましいのではないかと、提言しました。

尾崎教育長からは「図書館協議会の答申では、視察先の墨田区立ひきふね図書館が一部業務委託を取り入れた上で市民協働に取り組み、効果的にサービスの向上につなげていることから、提言されたものと認識している。

教育委員会としては、こうした先進事例を参考に、柳瀬川図書館において市民協働事業を実施する際には一部業務委託を取り入れ、行政と市民、行政を民間との間で互いの利点を生かした役割分担を構築し、魅力あるこれからの図書館づくりに努めていきたい。」との答弁がありました。

(昨年10月16日にご逝去されました尾崎教育長からいただいた最後の答弁となりました。心よりご冥福をお祈りさせていただきます。)

※一部業務委託については見送られました。

■ 学校教育法に基づく子どもたちへの支援について ～就学援助について～

学校教育法第19条「経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」に基づく就学援助について、対象者への新入学学用品費を、前倒して入学前に支給できないか、教育政策部長に伺いました。

現状は、入学前年の世帯所得で判定するため、納税額の確定を受け、支給は7月頃になってしまいます。

2014年に施行された子どもの貧困対策法では、貧困対策は自治体の責務とされています。

教育政策部長からは「新入学学用品費という援助対象の性質を鑑み、支給時期の変更について、課題を整理していきたい。」との答弁がありました。

※2017年9月議会には、システム改修の経費が補正予算に計上され、2018年度新入学児童・生徒から、入学前の支給が可能となりました。

2017年6月議会 一般質問より

■ 障がい者のグループホーム及び

障がい者通所施設について

福祉センター跡地に整備される障がい者グループホーム、三ツ木保育園跡地に整備される障がい者通所施設の進捗状況と今後の見通しについて伺いました。

グループホームについては、市の職員も事業者と共に近隣住民のお宅を1軒1軒まわり、丁寧に事業概要を説明されたとのことでした。

村上健康福祉部長「福祉センター跡地に整備するグループホームは定員10人、他に2人の短期入所(ショートステイ)を受け入れる予定で、2019年度の開所を予定している。

また、事業者である(社福)邑元会ゆうげんかいにおいては、別途福祉センターの近隣の民地を活用し、定員10人のグループホーム2棟と定員20人の通所施設1棟の合計3棟を整備すると伺っている。

三ツ木保育園跡地に設置する障がい者通所施設については、当初は2017年9月頃の開所予定であったが、国の整備費補助金が採択されなかったことなどにより、一部設計の変更をせざるを得ず、建物の完成は12月頃の見通しとなっている。」

三ツ木保育園跡地の事業者は(社福)ゆうき福祉会ですが、急遽補助金がつかなくなったにもかかわらず、整備いただけるのは大変ありがたいです。

グループホームについても、福祉センター跡地での整備は国の基準で10人しか認められない中、近隣地権者のご協力により、さらに20人分に加えて通所施設も整備いただけるのは、本当にありがたいです。

福祉センター隣接地の通所施設については、生活介護10人、就労継続支援B型事業所10人で、パンの製造、販売を通じて、障がい者と地域の人たちの集いの場にしたい。

三ツ木保育園の跡地を利用するゆうき福祉会については、今後、通所施設が軌道に乗った後に、カフェの出店を通じて、地域との触れ合いの場を持ちたいとのこと。

市内の身近な場所で展開していただけることで、

障がい者にとっては選択肢が増え、地域にとっても、お互いに顔の見える関わりが始まっていくと考えます。

関係者のご尽力に感謝し、市の支援は大きな力になるので、お願いしました。

三ツ木保育園跡地には2018年3月に「ワーク&ライフステーション志木すだち」が開設されました。

2017年9月議会 一般質問より

■ 新公会計制度の活用について

統一的な基準による財務書類を2017年度末に整備することとされていますが、どのように活用していくのか伺いました。

先進地の吹田市の事例を紹介。また、町田市は日々の会計処理に複式簿記を導入し、前組織、全職員による日々仕訳、課別の財務諸表を作成しています。

各課の事業の財務、効果、経年変化、施設の状況まで一目でわかるシートをつくり公開、市民と共有しています。

志木市でも、公共施設等マネジメント戦略では、今後50年間の大規模改修費を含む更新費用が累計で約800億円見込まれ、年間9.1億円程度不足するという事です。

公共施設等マネジメントの情報ともリンクさせ、市民に適切に情報提供しながら進めてこそ、効果が上がっていくと考えます。

尾崎総務部長からは「統一的な基準による財務書類等の作成は、新たな財務指標を示すことになり、本市の資産老朽化比率などが明らかとなる。これまでと異なる視点での財務分析が可能になるものと考えている。

今後は、健全な財政運営はもとより、特に本市が注視している公共施設等マネジメントに反映できるよう、財務書類の分析手法等について調査・研究を進めるとともに、専門機関との連携を模索するなど、作成した財務書類等を有効に活用していきたい。」との答弁がありました。

■ 第三期志木市環境基本計画について

第二期(2009～18年度)環境基本計画では、環境市民会議で市民や事業者がともに素案をつくってきた自然環境の部分が入らない計画となりました。他の、緑の基本計画や自然保全再生計画も推進が図られていません。

第三期計画に向けてしっかりと検証し、環境市民会議や市民環境大学で勉強されている方々の知恵や力をいただきながら、市民、事業者、行政のパートナーシップによる策定を提言しました。

高橋市民生活部長からは「第三期環境基本計画の策定に参画いただく志木市環境市民会議については、現在開校している志木市市民環境大学の受講生を含め、幅広い世代で見識を備えた方々により委員構成されるよう努めていきたい。

第二期の進捗状況の検証を行い、市民力を得ながら、実効性のあるバランスのとれた計画となるよう策定していく。」との答弁がありました。



■ 水害対策～水谷調節池について～

2016年8月22日の台風9号では、柳瀬川の水位が上がり、柏町1、2丁目に避難勧告が出されました。

柳瀬川左岸側の高橋地区の堤防は、埼玉県朝霞県土整備事務所がかさ上げし、川底をさらう工事も毎年少しずつ行われています。

しかしながら、柳瀬川は勾配が急で、掘っても上流から砂利が流れ込んでくるため、河道の流量を確保していくのは厳しいことと考えます。

一方、水谷調節池については、埼玉県の河川整備計画において高橋上流の左岸側、富士見市の旧リプレーヌ都市整備事業の区域内に、柳瀬川流域の洪水を抑える対策として位置付けられています。

志木市からも、早期の整備について働きかけるべきと考えます。

川幡都市整備部長からは「水谷調節池について、河川管理者である朝霞県土整備事務所に確認したところ、柳瀬川の洪水を毎秒20m³調節し、およそ、6万m³の容量を見込んでいるとのこと。

整備については、新河岸川流域全体の改修状況や整備効果等を踏まえて検討していくとのこと。

水谷調節池については、柳瀬川の増水に伴う洪水を抑える調節池となり、志木市の水害を軽減、市民の安全な住環境を確保するためにも重要な施設となることから、富士見市とも行政間の連携を図りながら、スピード感を持って事業に着手していただくよう埼玉県に要望していく。」との答弁がありました。

今後も継続して働きかけていきます。



2017年12月議会 一般質問より

■ 高齢者保健福祉計画及び

第7期介護保険事業計画(2018～20年度)

(1) 在宅医療連携拠点の設置について

現在は、医師会の朝霞地区4市の在宅医療連携拠点が和光市にあります。介護事業者、医療機関等をバックアップする機能で、志木市の利用実績は上がっていません。

もっと地域に身近なところで利用できるよう、計画に位置付け、医療関係者と協議・連携しながら、何とか志木市に設置できればと考えます。

高島平団地(高齢化率 47.5%、独居高齢者40.8%)を拠点に活動する板橋区の在宅医療連携拠点、療養相談室の取り組みについても紹介しながら提言しました。

村上健康福祉部長からは「本事業は、2018年度から市の地域支援事業に移行するため、現行の在宅医療連携拠点を医療・介護連携の相談及びコーディネートの中核を担う機関として、第7期介護保険事業計画に位置付けるとともに、第7期の計画期間中に市民や地域の介護事業所が、より身近で利用しやすいような在宅医療連携の支援体制の整備をめざしていきたい。」との答弁がありました。

(2) 高齢者あんしん相談センターの

運営・機能強化について

市内5か所の高齢者あんしん相談センターの連絡調整、統括をしていく基幹型のセンターについて

は、第6期介護保険事業計画に位置付けられていましたが、進んでいない状況です。

現場からは、市役所で受けた相談は、ワンストップでサポートする体制が求められています。市民が転居した新宿区や文京区では、基幹型センターの区職員が、他にまわさずに最後までサポート、大変心強かったそうです。

また、館・幸町地域は、市内で最も高齢化率の高い館地区(42%)を抱え、予防を重視した高齢者あんしん相談センターの機能強化を求めました。

公共施設等を活用し、地域の皆様に顔が見える相談の工夫も提言しました。

村上健康福祉部長からは「市内における5つの日常生活圏域のうち、他の4圏域の高齢者はおおむね 3000 人であるのに対し、館・幸町地区はおおよそ 5,300 人となっている。

このため、高齢者あんしん相談センター館・幸町の体制強化と合わせて、市内 5 か所の高齢者あんしん相談センターの相互調整や統括、後方支援を行う基幹型センターや基幹型の機能を担う組織の設置は、本市の地域包括ケアシステムを進化させていくために必要であると認識している。

第7期介護保険事業計画の中で、センター機能の強化を位置づけるとともに、志木市地域包括支援センター運営協議会で、強化のあり方を議論していく。」との答弁がありました。

■ 地域福祉計画について



第4期地域福祉計画(2020~24年)については、国が福祉分野の上位計画として位置付けています。(志木市は第3期から、上位計画としてきました。)

地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき指針も出されています。

従来から取り上げてきましたが、親世代の高齢化に伴う子世代の引きこもりや精神疾患等についても、縦割りではなく、「我が事・丸ごと」地域共生社会として支えていかれるしくみが重要と考えます。

また、民生委員をサポートしながら経験を積んだ方が、民生委員等の担い手になっていかれるよう

なくみも必要です。

さらに、「地域福祉を進めていくには、身近な歩いて行かれる場所に拠点が必要」とのお話も伺っています。

鶴ヶ島市では市総合計画で「共に支え合うしくみづくり」として、地域課題を解決していくために、小学校区単位で「地域支え合い協議会」を組織しています。

「助け合い隊」として、各協議会が「助けてほしい人」と「協力できる人」を結ぶコーディネーターとして活動、地域のニーズ把握や高齢者の見守りにもつながっているということです。

また、「子どもサロン・宿題サロン」として、放課後の子どもたちの居場所づくりや地域住民主体の子育て支援にも取り組んでいます。

鶴ヶ島第二小学校区では、さらに防災委員会による地域合同防災訓練、福祉支え合い委員会によるサロン活動など、特定非営利活動法人として活発に活動されています。

志木市でも、一体で進めていく志木市社会福祉協議会と車の両輪で、地域の方々と地域の課題に対しどのようなしくみづくりをしていけばよいかを一緒に考えていくことが大切ではないでしょうか。

村上健康福祉部長「本計画では、地域住民が自ら暮らす地域の課題を我が事として捉えられるような地域づくりの取り組みと、地域包括ケアシステムの強化のための共生型サービスの整備など、さまざまな相談を丸ごと受けとめる場の整備、相談機関の共同ネットワーク体制の整備の3つの地域生活課題を解決するための地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を整備するよう努めるものとされた。

地域福祉活動計画を策定する志木市社会福祉協議会と連携しながら、アンケート調査(市民意識調査)作成の段階から、地域住民等の意見を反映した次期計画を策定していきたい。」

町内会、民生委員、PTA を始め、地域住民と一緒に考えていかれるような進め方、地域を見守る目を育てていくしくみづくりを提言しました。

■ 子どもたちへの支援について

(1)特別支援教育支援員について

特別支援教育支援員の派遣については、各学校からの支援要請は非常に多いが、児童・生徒1人に付き1人を派遣するだけの予算はないので、学校に派遣した特別支援教育支援員の学校内での配置については、各学校で工夫していただいているということです。

特別な支援が必要な子どもたちについては、予防的な対応をしていくことで、思いがうまく伝えられずに、どうしたらよいかかわからず、イライラして物や人に当たってしまったたり、といったことを防いでいけます。

教職員の研修等による適切な対応はもちろんですが、特別支援教育支援員体制の充実を求めました。

土岐教育政策部長からは、「2017年度特別支援学級に在籍している児童・生徒は67人となっており、年々増加している。また、年度当初、各小・中学校から提出された支援が必要と思われる児童・生徒を記入するしきっ子サポートシートに上げられている児童・生徒数も324人と年々増加しており、各学校からの派遣要請も年々増加している。

そのような状況に対応するため、2017年度から特別支援学級に派遣する介助員と通常学級に派遣する教育支援員を特別支援教育支援員として統一し、学校長が状況に応じて配置する学級等を決められるようにし、全校で40人を派遣している。

今後も、特別な支援を必要とする児童・生徒はますます増えていくことが想定されることから、特別支援教育支援員の派遣については大きな課題として受け止め、学校のニーズに応えられるよう一層の充実を図っていきたい。」との答弁がありました。

(2)教育相談体制の充実について

2016年度から、中学校の校内相談員を4人から5人にしました。1日は、校区の小学校のスクールカウンセラーをしているので、中学校相談室に常駐できる日は4日しかないということです。

近頃は、小学校の保護者が校区の中学校の相談室に相談に行かれるといった実態もあると伺って

おり、子どもたちや保護者、現場の教職員のニーズに応えていくべきと考えます。

近年の相談件数の伸びは、課題の顕在化、また、課題が増えていることもあると考えますが、いじめの相談件数は減少しています。

きめ細やかに、懇切丁寧に相談に乗ったり、連携の会議や支援を積み重ねていく中で、結果的にいじめの防止につながったり、いじめに至らなければ、子どもも保護者も傷つかないで済むことになります。予防を重視した相談体制を求めました。

土岐教育政策部長からは「教育委員会では、教育相談体制の更なる充実をめざし、2016年度からスクールソーシャルワーカーを1人増やし、3人体制で、貧困や虐待、不登校などの課題に対して家庭訪問や他機関との調整を図っている。

その結果、2017年度8月末までで、相談件数は1,721件と前年同時期より305件増え、さらに、小学校スクールカウンセラーの相談件数も1,719件と、239件増と大幅に増えている。相談内容については、性格・行動、学業、家庭環境、不登校に関すること等が多く、臨床心理士、言語聴覚士、社会福祉士などが専門性を生かしてアドバイスやカウンセリング、トレーニングなどを行っていくことが、子どもたちの自立、健全な育成につながっていくものと考ええる。

さらには、現在、小・中連携が強く求められており、中学校校内相談室を核とした地域での相談体制の一層の充実は、重要かつ喫緊の課題としてしっかり受け止めていきたい。」との答弁がありました。



市内一斉授業研究会 宗岡四小(2017.11.2)

■ **高齢者あんしん相談センター館・幸町を強化**
ここ数年、市内で最も高齢化率の高い館地区(42%)を担当する高齢者あんしん相談センターの体制強化を働きかけてきました。

2018年4月より、相談機能を強化するため職員が5.5人から7.5人に増員されました。

街なかふれあいサロン「スペース・わ」(ぺあもーる)では、高齢者あんしん相談センター館・幸町の出張相談所が毎月第1・3木曜日午後1:30~4:00開催されています。

■ **危険なブロック塀への対応について**

6月に発生した大阪府北部地震でのブロック塀倒壊による事故を受けて、速やかな調査と安全対策をお願いしてきました。

小・中学校、公共施設については、9月議会に補正予算を上程し、志木小学校、埋蔵文化財保管センターにある塀について撤去・改修を行う予定のことです。

それまでの期間は予備費を活用して、被害を防ぐための応急的な対策を8月中に行うとのことでした。

市内道路・通学路のブロック塀については殆どが民間の所有のため、補助制度等の誘導策がなければ改修は難しいと考え、検討をお願いしてきました。

7月17日には、「危険なブロック塀等の撤去、改修への補助金の創設について」記者発表され、8月から補助制度が始まりました。

**** これまでの活動とその成果は!! ****
天田いづみのホームページでご覧下さい

ティータイム



2018年10月14日(日)
午後 2:00~4:00
柳瀬川図書館2階会議室

志木の中で身近に感じていることなどを

気軽にお話しませんか?

■ **教育相談・支援体制が充実されました**

2018年度より、福祉等の関係機関との連携強化をはじめ、各地域での教育相談体制の充実をはかり、子どもたちが抱える不登校や学力不振などの諸問題について解決をめざすため、スクールソーシャルワーカーが増員され、中学校区ごとに1人配置されました。

また、志木第三小学校と宗岡第二中学校に特別支援学級が新設されるのに伴い、特別な配慮を必要とする子どもたちが安心して学校生活を送れるように、特別支援教育支援員が4人増員されました。

引き続き、予防を重視した教育相談や支援の充実を求めています。

■ **実家で在宅介護と看取りをしました**

議員活動をしなから、妹と交代で静岡県三島市の独居父を在宅で介護、看取りをさせていただきました。

在宅に理解ある主治医に恵まれ、三島市医師会訪問看護ステーションと三島市医師会指定居宅介護支援事業所の訪問看護師、ケアマネジャーに支えていただきました。

亡くなった3月16日には、防災用のストレッチャーを使って、チームで庭でのお花見を計画して下さっていたとのこと。

この貴重な体験をもとに、志木市の皆様が安心できる在宅医療・介護の充実に向け、力を尽くして参ります。どうぞご意見をお寄せ下さい。



歩道のユニバーサルデザイン点検会(2017.4.25)